

各位

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会
会長 高良 清健
(公印省略)

令和 4 年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程 I」
開催について(ご案内)

貴職には、日頃より介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、みだしの研修について、沖縄県より研修事業を受託し、当協会にて実施いたしますので、令和 4 年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程 I」を開催要項のとおり募集いたします。

つきましては、開催要項、研修プログラムをご確認の上、当協会ホームページより「受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)」の URL(又は QR コード)にアクセスいただき、必要事項をご入力の上、**令和 4 年 4 月 20 日(水)必着(期限厳守)**までにお申込みください。なお、受講申し込みにあたり、「令和 4 年度 更新研修受講のための確認フローチャート(沖縄県版)」を添付いたしますので、ご参照ください。

また、本研修につきましては、今般の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、各自でご準備いただいたパソコン又はタブレットを活用し、全ての科目について、『Zoom』機能を活用しての「オンライン研修」を予定しております。オンライン研修におきましては、今後の新型コロナウイルスの影響により、日程等について急な変更がある可能性がありますことをご留意いただきますようお願い申し上げます。

- ・別紙 1「開催要項」
- ・別紙 2「研修プログラム」
- ・別紙 3「令和 4 年度 更新研修受講のための確認フローチャート(沖縄県版)」
- ・別紙 4「介護支援専門員の研修体系(沖縄県版)」
- ・別紙 5「令和 2 年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程 I)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について(通知)」
- ・別紙 6「令和 2 年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程 I)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について(再通知)」
- ・別紙 7「事例の提出について」
- ・別紙 8「3 訂/介護支援専門員研修テキストのご案内」
- ・「受講申込入力フォーム」グーグルフォーム
⇒ <https://www.okicare.jp>

お申込 QR コード
こちらからもお申込みできます。



《連絡先》

沖縄県介護支援専門員協会 事務局
〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1
TEL : 098-887-4833 FAX : 098-887-4834
E-mail : 1senmon@okicare.jp

(別紙1)

令和4年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅰ」 開催要項

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得し、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会

3 対象者

以下、(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、全課程受講できる者。

(1) 以下、①～③いずれかに該当する者

- ① 介護支援専門員として実務に従事している者で、就業後6ヶ月以上の者。
- ② 介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者で、介護支援専門員として実務に従事している者、又は従事していた経験があり今後実務に就く予定の者。
- ③ 「令和2年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について」の中止通知に伴う介護支援専門員資格の特例措置対象者の者。(別紙5及び6参照)

なお、受講者への連絡はメールにて行うため、ネット環境等の整備が必須となります。ご注意ください。

(2) 実践事例を提出することができる者(メールでの提出となります)

※「実践事例」の提出の様式は、『沖縄県版共通アセスメント様式 Ver.2.2』を使用いたします。
予め、当協会ホームページにてご確認をお願いします。

4 受講者の決定について

(1)	受講申込書の内容を確認のうえ受講を決定し、受講決定通知等をメールにて送付します。
	提出書類(実践事例の提出様式等)は、受講決定通知にて案内いたします。 ※実践事例の提出ができない場合は受講の対象となりませんので、ご注意ください。 令和4年4月26日(火)までに受講決定通知が届いていない場合は、「13.問合せ先」までEmailまたはFaxにてご連絡ください。
(2)	申込者が定員を超えた場合には、申込内容を踏まえ、沖縄県と協議のうえ受講者を決定いたします。個別で連絡・調整させていただくこともございます。 (例1)特例措置対象者 (例2)令和5年(2023年)12月31日までに、居宅介護支援事業所の管理者として配置される予定がある。 (例3)令和5年(2023年)12月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる者。 (例4)令和6年(2024年)1月1日から令和6年12月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了になる者。 (例5)申込受付順

※上記有効期間は、現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間を指します。

※有効期間満了日が令和2年4月1日以降で、研修期間中に有効期間が満了となる場合は受講対象となりません。別紙3および別紙4の「令和2年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について(通知)」および「令和2年度介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について(再通知)」をご参照ください。

5 定員 230名

6 受講料・テキスト代

受講料:22,000円

テキスト代:5,280 円(定価)※別添チラシをご参照ください。
各自で日本介護支援専門員協会へご注文願います。(詳しくは受講票送付時にお知らせします。)


7 日程 研修は 8 日間(56 時間以上)です。以下の研修期間とは別途、プレ研修および事前講義視聴期間がございます。※別紙2「研修プログラム」を参照してください。

日程	5/19 プレ 研修	5/26 (木) 開催 なし	6/1 (水)	6/2 (木)	6/15 (水)	6/16 (木)	6/17 (金)	6/29 (水)	6/30 (木)	7/1 (金)
事前講義 視聴期間	5/17(火)~5/26(木) 講義視聴期間延長いたしました									

8 受講場所

ご自宅や職場等。
(Zoom を活用したオンライン研修のため、各自、職場や自宅など受講ができる環境の確保をお願いします。)

9 申し込み・手続き

<p>(1) 右記 QR コードからお申し込みできます。又は当協会ホームページ『令和4年度介護支援専門員専門研修課程 I』の開催についてよりお申し込みください。 URL ⇒ https://www.okicare.jp</p>	<p>こちら</p> 
<p>(2)「受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)」をクリックいただき順番に入力する。</p>	
<p>(3) 入力後「送信」ボタンを押せば申込みは完了です。</p>	
<p>(4)「申込受付完了」のメールが届きます。入力内容も記載されておりますので、お間違いがないかご確認をお願いします。(メールアドレスの誤記入がないようにお願いします。) ※迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている場合、メールが正しく届かない場合がございます。ドメイン「@okicare.jp」「@gmail.com」を受信できるように設定してください。</p>	
<p>※<u>申込締切 令和4年4月20日(水)必着(期日厳守)</u>までに、必ず受講希望者本人がグーグルフォームにてお申し込みください。</p>	

※また、ご不明な点等ございましたら、以下のメールアドレスまでお問合せをお願いします。

メールアドレス ⇒ 1senmon@okicare.jp

10 事前提出書類

受講決定通知と併せて、事前提出書類の様式等をメールで送付いたしますので、期限までに返信にて提出してください。

※事例演習を中心とした研修のため、提出できない者は受講できませんので、予めご承知ください。

※事例提出にあたっては、利用者様および家族、事業所管理者の許可を得て提出してください。

※個人情報にあたる部分(氏名、住所、連絡先、生年月日、サービス提供事業所名等)は必ず削除し、プライバシー保護に配慮してください。演習時に、提出事例を使用いたしますので、ご注意ください。

11 その他(注意事項)

(1) 全課程を修了した者については、修了証明書が交付されます。

なお、原則として遅刻、早退及び退席は認められませんのでご注意ください。

(2) 本研修は、Zoom を活用してのオンライン研修となります。適宜、休憩等を取り入れますので、中途退席のないようにお願いします。

(3) 講義受講中は、休憩時間を除き、携帯電話・スマートフォン等の使用を禁止します。緊急の連絡が必要な場合は、事前に使用の許可を実施主体まで申し出てください。

(4) 次に該当する者は、受講を取り消しますので、ご注意ください。

①講義の秩序を乱し、その実施を妨げ、実施主体の注意に従わない者

②学習意欲が著しく欠け、実施主体の再三の注意にも関わらず改善されない者

(例)学習意欲が著しく欠ける場合を例示します。

A. 居眠り、おしゃべりをする。 B. 演習の際、その演習に参加しようとしていない。

C. 講義中に離席する。 D. 携帯電話・スマートフォン等の使用を続ける。

(5) 台風、災害等による研修の取扱いについて、当協会ホームページへ掲載いたしますので各自ご確認下さい。代替措置などについては、事務局より改めてご連絡いたします。

- (6) 当協会オンライン研修受講者利用規程について、申込前に必ずご確認ください。
申込時点で、本規程に同意したものと受付けいたします。

【オンライン研修受講者利用規程】 <https://www.okicare.jp/node/584>

12 個人情報の取り扱いについて

受講申込書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

13 問合せ先 < 受付 平日 9:00~17:00 >

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 事務局

〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL:098-887-4833 FAX:098-887-4834 メールアドレス: 1senmon@okicare.jp

質問は FAX 又はメールにより受け付けします。電話でのお問い合わせには応じかねますので、ご理解とご協力の程お願いします。

14 申込・受講に関するQ&A

No	Q&A	内容
1	Q	Zoom を活用したオンライン研修とはどのようなものですか？
	A	オンライン研修とは、インターネット環境を通じて研修をオンライン上で実施することを意味します。研修会場に集まることなく、「Zoom ミーティング(以下「Zoom」という。)」というツールを活用し、受講者が自宅などそれぞれの場所から参加することが可能です。
2	Q	オンライン研修とのことですが、何を準備すればよいですか。
	A	<u>原則、パソコンまたはタブレットでの受講となります。</u> パソコン(※推奨)及びインターネット環境をご準備いただく必要があります。 ただし、パソコンを準備できない場合は、タブレットによる受講も可能です。なお、パソコン、タブレットについては、カメラ機能及び音声機能がついているものをご準備ください。 今年度中にどうしても資格を取得する必要がある方につきましては、職場又は知人或いはレンタルショップ等によりパソコン等をお借りすることもご検討下さい。(※レンタル費用は自己負担となります。)なお、本会においては、機器の貸し出しは行っていません。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。
3	Q	パソコンで受講したいと考えていますが、パソコンを持っていません。
	A	オンライン研修においては、パソコンをご準備いただく必要があります。ただし、パソコンを準備できない場合は、タブレットによる受講も可能です。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。
4	Q	パソコンやタブレットを持っていないため、スマートフォンでの受講を検討しています。スマートフォンでの受講は何か問題がありますか。
	A	パソコン及びタブレットの準備ができない場合は、スマートフォンによる受講も可能です。しかし、以下に記載する問題が発生する可能性があります。 トラブルなく、円滑に研修へ参加していただけるよう、 <u>可能な限りパソコンでの受講を推奨します。</u> ○スマートフォンでの受講により想定される問題 ・受講中、トラブル発生時等に事務局と連絡が取りづらい。 ・画面が小さいため、見えづらい。長時間使用すると目が疲れる。 ・長時間使用によるスマートフォンの機能の限界 (例)長時間使用により機器が熱をもつ、研修中に充電が著しく減る、充電が追いつかない等。 ・デバイスの代替ができない場合が多い。 (例)パソコン等に不具合が出た場合、一時的にスマートフォンにて受講するなど、代替ができない。 ・研修途中、通信環境が不安定になり、入室ができなくなる。

		(その際は、再度、Zoom に再入室してもらうことになります。ただし、パソコン使用時においても、通信環境が不安定な場合は落ちてしまうことがあります。) <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンでは、受講者の顔が最大 25 名迄表示されるが、スマートフォンでは、4 名しか表示されないため、人数が多い場合は、誰が話をしているのか把握しづらい。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。
5	Q	Zoom を操作したことがないので、オンライン研修を受講できるか不安です。
	A	研修開始前に、Zoom アプリのダウンロード及び操作方法等が記載されたマニュアルの配布、もしくは、ウェブ上において操作説明の場を設ける予定です。
6	Q	現在、介護支援専門員として従事していませんが、専門研修課程 I の申込対象となりますか？
	A	対象となります。ただし、実践事例の提出が必須となるため、以前勤務していた事業所等の許可を得たうえで、実践事例の提出をお願いします。
7	Q	「4 受講者の決定」において、第一順位として、「令和 5 年 12 月 31 日までに居宅介護支援事業所の管理者になる予定の者」とありますが、どうですか。
	A	令和 3 年 4 月 1 日以降、「新たに居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても、主任介護支援専門員であることとする。」とされました。主任介護支援専門員となるためには、専任の介護支援専門員として5年以上の実務経験のほか、「専門研修課程 I 」及び「専門研修課程 II 」を修了する必要があるため、優先とさせていただきます。 《参照:介護保険最新情報 Vol843》

No	Q&A	内容
8	Q	介護支援専門員証の有効期間が令和 2 年 3 月 31 日以前となっております。特例措置の対象となりますか。
	A	特例措置対象者は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに有効期間が満了する者となっております。よって、特例措置の対象ではありません。介護支援専門員証の有効期間が過ぎていますので、介護支援専門員として従事することはできません。再度、介護支援専門員証の交付を受けるためには、有効期間が過ぎた者を対象とした「再研修」を受講し修了する必要があります。
9	Q	介護支援専門員証の有効期間が、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間にある者について。
	A	特例措置により、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日の翌日から2年間延長されています。延長後の有効期間満了日までに専門研修課程 I を受講し修了することをご検討下さい。※有効期間満了日が過ぎている方は専門研修課程 I の対象とはなりません。(⇒No.10 参照) ■受講申込にあたり、「6 ヶ月以上の実務経験」は不要です。但し、「実践事例」の提出が必要となります。
10	Q	介護支援専門員証の有効期間が、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間にあり、延長後の有効期間満了日が過ぎている者について。
	A	特例措置により、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日の翌日から2年間延長されています。延長後の有効期間満了日が研修期間中に過ぎる方は、専門研修課程 I の受講対象とはなりません。再度、介護支援専門員証の交付を受けるためには、有効期間が過ぎた者を対象とした「再研修」を受講し、修了する必要があります。
11	Q	介護支援専門員証の有効期間が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間にあります。特例措置の対象となりますか。
	A	特例措置対象者は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに有効期間が満了する者となっております。よって、特例措置の対象ではありません。有効期間満了日までに専門研修課程 I を受講し修了することをご検討下さい。 ■受講申込にあたり、「6 ヶ月以上の実務経験」は不要です。但し、「実践事例」の提出が必要となります。
12	Q	介護支援専門員証の有効期間が、令和 6 年 1 月 1 日以降となっております。

	A	<p>特例措置対象者は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに有効期間が満了する者となっています。よって、特例措置の対象ではありません。令和5年度までに専門研修課程Ⅰを受講し修了することをご検討下さい。</p> <p>■この場合、令和3年度にて申込する際には、「6ヶ月以上の実務経験」及び「実践事例」の提出が必要となります。</p>
--	---	---

【重要！！以下、必ずご確認ください。】

○特例措置対象者とは？

令和2年度において、介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)或いは主任介護支援専門員更新研修を受講予定だった者で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員等の有効期間が満了する者。

※従いまして、例えば、専門研修(専門研修課程Ⅱ)や更新研修(実務未経験者向け)を受講し更新する予定だった者は特例措置の対象となりません。つきましては、本特例措置の取扱いについて、取違えることのないよう、十分ご注意くださいようお願いいたします。

特例措置については、(別紙3)及び(別紙4)をご確認ください。

《注意》令和元年度までに、更新のための研修を修了している者(更新手続きを行うことが可能な者)は、特例措置の対象となりません。よって、既に研修を修了されている者については、通常通り、更新手続きを行っていただくようお願いいたします。有効期間満了後は、更新ができなくなりますのでご注意ください。